

資料5

令和3年度
稲美町まち・ひと・しごと
創生総合戦略 参考資料

(推進委員会資料)

令和4年2月24日

兵庫県 稲美町

目 次

令和3年度地方創生事業の検証について

- ・総合戦略における各施策KPIの状況-----1
- ・いなみフルーツレインボー振興事業-----7

令和3年度地方創生事業の状況について

- ・ひょうご地域創生交付金制度要綱-----8
- ・地域再生計画について-----11

稲美町総合戦略アクションプラン（案）-----別冊

総合戦略における各施策KPIの状況

| 基本目標1 稲美町における安定した雇用を創出する | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 目標 |
|--|--------|------|------|------|-----|-----|-----|----------------------------|
| 【数値目標】稲美町に常住する就業者数 (基準年と基準値) 平成22年度 国勢調査 14,391人 | 14,364 | — | — | — | — | 未発表 | — | 15,000人 (令和2年度 国勢調査) |

| (1) 希望や生きがいをかなえる働き方の創出 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 目標 |
|--|-------|------|------|------|-----|-----|-----|---------------------------|
| ① 若者の雇用・就業促進 (基準年と基準値) 若者(25～39歳)の就業者数 平成22年度 国勢調査 4,331人 | 3,829 | — | — | — | — | 未発表 | — | 4,400人 (令和2年度 国勢調査) |
| ② 女性の雇用・再就業促進 (基準年と基準値) 15歳以上女性就業者数 平成22年度 国勢調査 6,052人 | 6,144 | — | — | — | — | 未発表 | — | 6,200人 (令和2年度 国勢調査) |

| (2) 地域特性を活かした農業の振興 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) | 目標 |
|---|---------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------------------|---------------------|
| ① 担い手の育成 (基準年と基準値) 集落営農組織数 平成25年度 30組織 | 31組織 | 32組織 | 32組織 | 32組織 | 32組織 | 32組織 | 31組織 (12月末時点) | 32組織 (令和3年度) |
| (基準年と基準値) 集落営農組織の法人化数 平成25年度 3組織 | 3組織 | 10組織 | 11組織 | 11組織 | 12組織 | 12組織 | 12組織 (12月末時点) | 13組織 (令和3年度) |
| ② 6次産業化の推進 (基準年と基準値) 大規模6次産業拠点施設の配置 平成25年度 1箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 (12月末時点) | 2箇所 (令和3年度) |
| (基準年と基準値) 認定農業者数 平成25年度 30人+2団体 | 30人+5団体 | 30人+10団体 | 30人+11団体 | 31人+12団体 | 31人+13団体 | 21人+16団体 | 24人+17団体 (12月末時点) | 30人+14団体 (令和3年度) |
| ③ ブランド化の推進 (基準年と基準値) 稲美ブランドのロゴマークの商品又は店頭表示 平成25年度 10品目 | 16品目 | 13品目 | 15品目 | 14品目 | 12品目 | 12品目 | 11品目 (12月末時点) | 18品目 (令和3年度) |

【基本目標 1】

| (3) 活力のある商工業の振興 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) | 目標 |
|--|-------|----------|-------|-------|----------|-------|--------------------------|-----------------------------|
| ① 地域産業の振興 | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) ふるさと納税寄付金協力企業 平成26年度 13事業所 | 13事業所 | 21事業所 | 21事業所 | 21事業所 | 24事業所 | 24事業所 | 25事業所 | 25事業所 (令和3年度) |
| (基準年と基準値) 住宅リフォーム工事受注件数 平成25年度 51件 | 87件 | 89件 | 93件 | 88件 | 85件 | 79件 | 85件 | 基準年度以上 (令和3年度) |
| ② 商工業の活性化 | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 年間商品販売額(小売業) 平成24年度 経済センサス 227億円 | — | 289億円 | — | — | — | — | 未発表 | 基準年度以上 (令和3年度 経済センサス) |
| ③ 魅力を活用した観光の推進 | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 「兵庫県観光客動態調査」における稲美町の日帰り観光入込み客 数 平成24年度 126千人 | 124千人 | 128千人 | 124千人 | 129千人 | 124千人 | 未発表 | 未発表 | 基準年度以上 (令和3年度) |
| ④ 企業誘致の推進 | | | | | | | | 達成 |
| (基準年と基準値) 事業所数 平成24年度 経済センサス 1,146事業所 | — | 1,141事業所 | — | — | 1,385事業所 | — | — | 基準年度以上 (令和元年度 経済センサス) |

| 基本目標2 稲美町へ新しい人の流れをつくる | | | | | | | | | | 目標 | | |
|--------------------------------------|--|--|--|--|--|------|------|------|------|-----------------------------|------|--------------------------|
| 【数値目標】転入超過者数 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 平成22年度～平成26年度までの累計 163人 | | | | | | | | | | 計 300人 平成29年度～令和3年度までの累計 | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) |
| | | | | | | 139人 | 111人 | 26人 | 58人 | 45人 | △24人 | 36人 |

| (1) 移住の推進 | | | | | | | | | | 目標 | | |
|---|--|--|--|--|--|------|------|------|--------|-------------------|------|--------------------------|
| ① 転入の促進 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 転入者数 平成26年度 959人 | | | | | | | | | | 基準年度以上 (令和3年度) | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) |
| | | | | | | 957人 | 952人 | 953人 | 1,026人 | 1,005人 | 875人 | 653人 |
| ② 転出の抑制 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 転出者数 平成26年度 910人 | | | | | | | | | | 基準年度以下 (令和3年度) | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) |
| | | | | | | 969人 | 968人 | 963人 | 979人 | 969人 | 956人 | 609人 |
| ③ 土地利用の促進 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 特別指定区域数(田園集落まちづくり) 平成24年度 3地区 | | | | | | | | | | 11地区 (令和3年度) | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) |
| | | | | | | 3地区 | 6地区 | 6地区 | 7地区 | 9地区 | 9地区 | 9地区 |

| (2) ふるさと意識の醸成 | | | | | | | | | | 目標 | | |
|--|--|--|--|--|--|------|-------|------|------|----------------------------|-------|--------------|
| ① 食育の推進 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 『くらしの中で食育を意識している』と回答した方の割合 平成21年度 37.7% | | | | | | | | | | 80.0% (令和4年度 住民意向調査) | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) |
| | | | | | | — | 56.8% | — | — | — | — | — |
| ② 郷土愛の育成 | | | | | | | | | | | | |
| (基準年と基準値) 『住み続けたい』理由として『住んでいる所に愛着がある』と回答した 方の割合 平成21年度 45.4% | | | | | | | | | | 55.0% (令和2年度 住民意向調査) | | |
| | | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) |
| | | | | | | — | 50.0% | — | — | — | 54.5% | — |

| 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
|---|------|------|------|------|-----|------|--------------|-------------------------|
| 【数値目標】 子どもと女性比 (基準年と基準値) 平成22年度 国勢調査 0.1865 | 0.21 | — | — | — | — | 0.19 | — | 0.22 (令和2年度 国勢調査) |

| (1)安心して結婚ができる社会の実現 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
|---|------|------|------|------|------|-----|--------------|---------------------------------------|
| ①若者の出会い・結婚のきっかけづくり (基準年と基準値) 人口千人あたり5年間平均婚姻率 平成21年度～平成25年度までの5年間の平均 4.15 | 4.02 | 3.87 | 3.62 | 3.47 | 3.33 | 未発表 | 未発表 | 4.50 平成29年度～令 和3年度までの5 年間の平均 |

| (2)安心して出産・子育てができる社会の実現 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
|---|------|-------|------|------|-----|-------|-----------------|----------------------------|
| ①妊娠・出産の不安解消 (基準年と基準値) 合計特殊出生率 平成22年度 国勢調査 1.11 | 1.36 | — | — | — | — | 未発表 | — | 1.41 (令和2年度 国勢調査) |
| ②子育て家庭への支援 (基準年と基準値) 『子どもの健全育成と少子化問題への取組』に「満足」「やや満足」と 回答した方の合計の割合 平成21年度 19.8% | — | 27.2% | — | — | — | 19.0% | — | 30.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| ③地域全体で支える子育ての推進 (基準年と基準値) ファミリーサポートセンター提供会員数 平成26年度 23人 | 23人 | 25人 | 25人 | 26人 | 26人 | 26人 | 27人 (12月末時点) | 30人 (令和3年度) |

| 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------------------|------------------------------|
| 【数値目標】稲美町の居住性について『住みよい』と回答した方の割合 (基準年と基準値) 平成21年度 22.4% | — | 16.3% | — | — | — | 28.3% | — | 25.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| (1)にぎわいのある交流と観光の推進 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) | 目標 |
| ①地域の魅力の発信 (基準年と基準値) 稲美町ホームページ(トップページ) アクセス数 平成26年度 401,863件 | 482,734件 | 527,830件 | 357,739件 | 443,154件 | 252,036件 | 256,540件 | 187,122件 | 基準年度以上 (令和3年度) |
| ②交流活動の促進 (基準年と基準値) 「兵庫県観光客動態調査」における稲美町の 日帰り観光入込み客数 平成24年度 126千人 | 124千人 | 128千人 | 124千人 | 129千人 | 124千人 | 未発表 | 未発表 | 基準年度以上 (令和3年度) |
| ③魅力ある観光の推進 (基準年と基準値) 『観光の振興』について「満足」「やや満足」と回答した方の 合計の割合 平成21年度 7.5% | — | 20.9% | — | — | — | 9.5% | — | 最新の数値以上 (令和2年度 住民意向調査) |
| (2)安全安心で快適な暮らしの実現 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
| ①誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現 (基準年と基準値) 『住民が安心できる保健・医療・福祉体制の整備』に対する「満足」 「やや満足」の合計の割合 平成21年度 30.8% | — | 45.1% | — | — | — | 27.3% | — | 50.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| ②安全安心な生活の確保 (基準年と基準値) 『防災対策の充実』に対する「満足」「やや満足」の合計の割合 平成21年度 42.6% | — | 42.1% | — | — | — | 33.2% | — | 45.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| (基準年と基準値) 『防犯対策の充実』に対する「満足」「やや満足」と回答した方の 合計の割合 平成21年度 34.6% | — | 21.2% | — | — | — | 18.1% | — | 40.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| ③便利で快適な公共交通の実現 (基準年と基準値) 『快適で安全な交通環境』に対する「満足」「やや満足」の 合計の割合 平成21年度 28.0% | — | 26.3% | — | — | — | 15.0% | — | 30.0% (令和2年度 住民意向調査) |

【基本目標 4】

| | | | | | | | | |
|---|------|-------|------|------|-----|-------|--------------------------|----------------------------|
| (3)地域資源の活用 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) (12月末時点) | 目標 |
| ①地域資源の利活用 (基準年と基準値) 空き家活用件数【累計】 平成26年度 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 0件 | 累計5件 (令和3年度) |
| (4)住民協働によるまちづくりの推進 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
| ①住民協働によるまちづくりの推進 (基準年と基準値) 『住民とパートナーシップ』に対する「満足」「やや満足」の 合計の割合 平成21年度 16.5% | — | 23.9% | — | — | — | 12.4% | — | 25.0% (令和2年度 住民意向調査) |
| (5)広域的な連帯の推進 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 (参考値) | 目標 |
| ①広域的な連帯の推進 (基準年と基準値) 『広域行政の推進』の設問に対する「満足」「やや満足」の 合計の割合 平成21年度 12.7% | — | 17.9% | — | — | — | 9.9% | — | 20.0% (令和2年度 住民意向調査) |

東播磨果樹研究会ぶどう栽培技術視察研修会

- 1 日 時 令和4年1月20日(木) 13:30~15:00
- 2 場 所 兵庫県立農林水産技術総合センター(加西市別府町南の岡甲1553)
- 3 出席者 裏 面
- 4 本日の行程
 - 12:30 兵庫南農業協同組合 にじいろふぁーみん駐車場/集合・出発
 - 13:30 兵庫県立農林水産技術総合センター/研修会
講師:農産園芸部 宗田健二主任研究員
 - 研修内容
 - (1) ぶどう栽培の基礎
 - (2) 注目の品種の特徴
 - (3) 果樹園見学
 - (4) 質疑応答
 - 15:00 閉会
 - 16:00 兵庫南農業協同組合 にじいろふぁーみん駐車場/到着・解散

*新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、バス乗車の人数も制限しています。
*検温、手指の消毒、マスク着用、適切なソーシャルディスタンスの確保等にご協力をお願いします。

令和3年度ひょうご地域創生交付金制度要綱

第1 趣 旨

少子高齢化の進展や本格的な人口減少の中にあっても、活力ある地域社会を実現するためには、市町や地域自らが、その創意工夫により地域創生の取組を主体的に進めていく必要がある。

ひょうご地域創生交付金（以下「県交付金」という。）は、このような観点から、県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町、地域住民等の弾力的かつ機動的な取組や地域のポテンシャルを活かした新たな事業展開に資するものである。

第2 事業内容

1 対象事業

交流や移住・定住を推進する地域振興対策や地域固有の資源を活用した地域活性化対策、地域社会が抱える課題解決に資する取組など県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町単独事業を対象とする。

なお、県と市町が連携して地域創生を推進する事業も対象とする。

また、ポストコロナに対応した新たな社会づくりを推進するため、ポストコロナ特別枠を設ける。

2 事業タイプ

ソフト及びハード事業とする。

第3 事業実施主体

市町

第4 申請限度額及び負担率

1 申請限度額

(1) 市 0.75億円（政令指定都市及び中核市は1.0億円）

(2) 町 0.5億円

但し、ポストコロナ特別枠は、申請限度額を設けない。

2 負担率

(1) 県1/2、市町1/2

(2) 政令指定都市、中核市及び地方交付税不交付団体は、県1/3、市2/3

第5 事業実施期間

令和3年度の1ヵ年とする。但し、ポストコロナ特別枠の事業の終期は、令和4年2月28日とする。

第6 実施基準等

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 1. 実施基準 | <p>① 県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に資する新規・拡充事業であること。</p> <p>② 事業の申請にあたっては、国の地方創生推進交付金（以下「国交付金」という）の対象となるものは、国交付金の申請を優先する。なお、国交付金で不採択となった事業についても、県交付金への申請は可能となる。</p> <p>③ 重要業績評価指標（KPI）を設定すること。</p> |

| | |
|---------|---|
| 2 対象外事業 | ① 国交付金や各省庁国庫補助事業の対象となるもの ② 地方財政措置があるなど市町として実施すべき事業 (小中学校運営費、市町施設等の老朽化修繕費・運営補填費等) ③ 県単独事業の上乗せ措置 ④ 既存事業の財源充当 ⑤ 個別給付等の事業(主として経済的負担の軽減を目的とするもの) など |
| 3 対象外経費 | ① 市町職員の人件費など市町が負担すべきもの ② 家電・車両等の汎用性の高いもの ③ 光熱費、通信費(電話・通信回線使用料等)などの恒常的経費 ④ 酒類・販売目的の食材等の購入費 ⑤ 不動産取得等個人の資産価値を高めるもの ⑥ 宗教団体への助成 など |

第7 事業実施の手続き

1 事業計画の作成

- (1) 市町は、事業の実施にあたり、事業計画書(別紙様式1号)を兵庫県知事に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 兵庫県知事は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業計画書が適正であると認められる場合は、承認通知(別紙様式2号)を行う。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。
- (2) ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、市町は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別紙様式第3号)を兵庫県知事に提出するものとする。
- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業計画の変更

- (1) 市町は、事業内容の変更を行う場合、事業計画変更報告書(別紙様式4号)を作成し、兵庫県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 兵庫県知事は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業計画変更報告書が適正であると認められる場合は、承認通知(別紙様式5号)を行う。

4 事業実績報告

市町は、第7の1の事業計画に基づく全ての事業が完了したときは、事業実績報告書(別紙様式6号)を作成し、兵庫県知事に提出する。

第8 業績評価指標の設定及び効果の検証

市町は、事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)を設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、県交付金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度 ひょうご地域創生交付金 申請概要

1. 魅力ある子育て環境事業

- ・子育てや交流の拠点となる公園・公共施設の機能強化（稲美中央公園の遊具改修・子育て交流施設「いなみっこ広場」の駐車場整備等）
- ・子育ての交流の場となる公園の機能強化（岡東公園の整備）

| ＜ハード事業＞ | | 本事業における重要業績 評価指標(KPI) (目標年月) | |
|---|--------|---|---------|
| ①稲美中央公園（こどもの国）の遊具等の更新・改修を行い、住民が安全に安心して公園利用できる環境を整える。 ②子育て交流の拠点である施設（いなみっこ広場）の駐車場整備を行い、子どもたちが地域のあらゆる世代の人たちと交流できる環境を整える。 ③国安地区に都市公園を設置・整備し、住民福祉の向上を図る。 ④岡東地区に都市公園を設置・整備し、住民福祉の向上を図る。 | | | |
| 交付金対象事業経費の内訳 | | 本事業における重要業績 評価指標(KPI) | (目標年月) |
| ①稲美中央公園改修事業 | 25,992 | 「こどもの健全育成と少子化問題への取組」に「満足」、「やや満足」と回答した人の割合：30% | 2020年3月 |
| ②子育て交流施設駐車場整備事業 | 6,303 | | |
| ③国安小池公園整備事業（実施設計） | 2,705 | | |
| ④岡東公園整備事業 | 9,450 | | |
| 事業経費合計 | 44,450 | | |

| | | |
|----------|--------|---------|
| 交付対象経費総額 | 44,450 | (単位：千円) |
|----------|--------|---------|

地域再生計画について

○地域再生制度とは

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取り組みを国が支援するものです。

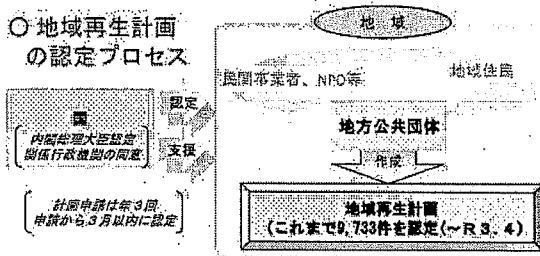
地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

地域再生制度の概要

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定。認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（開議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



- ① 地方創生推進交付金（H28創設）
- ② 地方創生基盤整備交付金（H28創設）
- ③ 地方創生整備推進交付金（道・汚水処理施設・港）（H17創設、H28改正）
- ④ **企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）**（H28創設）
- ⑤ 地域再生支援利子補給金（H20創設）
- ⑥ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）
- ⑦ 地域再生エリアマネジメント員組合（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑧ 商店街活性化促進事業（H30創設）
- ⑨ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑩ 生産活動のまち形成事業（H26創設）
- ⑪ 地域住宅団地再生事業（R1創設）
- ⑫ 既存住宅活用農村地域等居住促進事業（R1創設）
- ⑬ 民間資金等活用事業推進機構（PF推進機構）の業務特例（R1創設）
- ⑭ 補助対象施設の有効活用（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）等

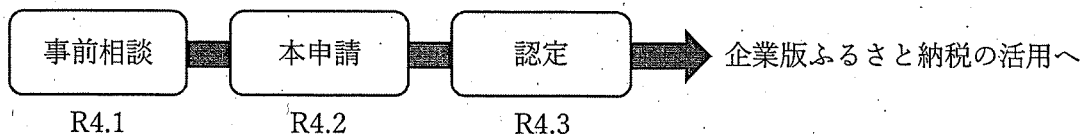


- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

○地域再生制度を活用した地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

現在、国に対し、地域再生制度を活用した地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の地域再生計画の認定申請を行っています。認定申請を受けることで、企業版ふるさと納税を活用することが可能になります。

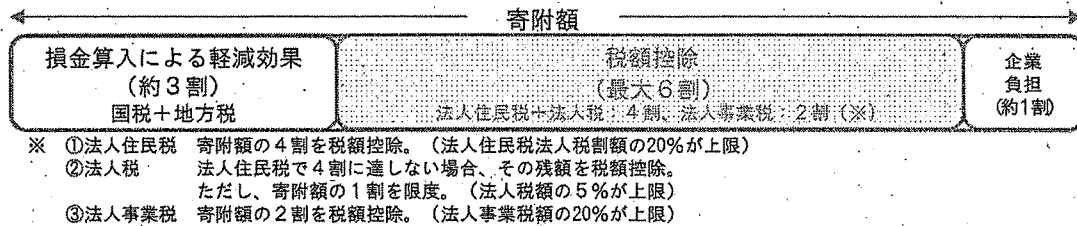
【スケジュール】



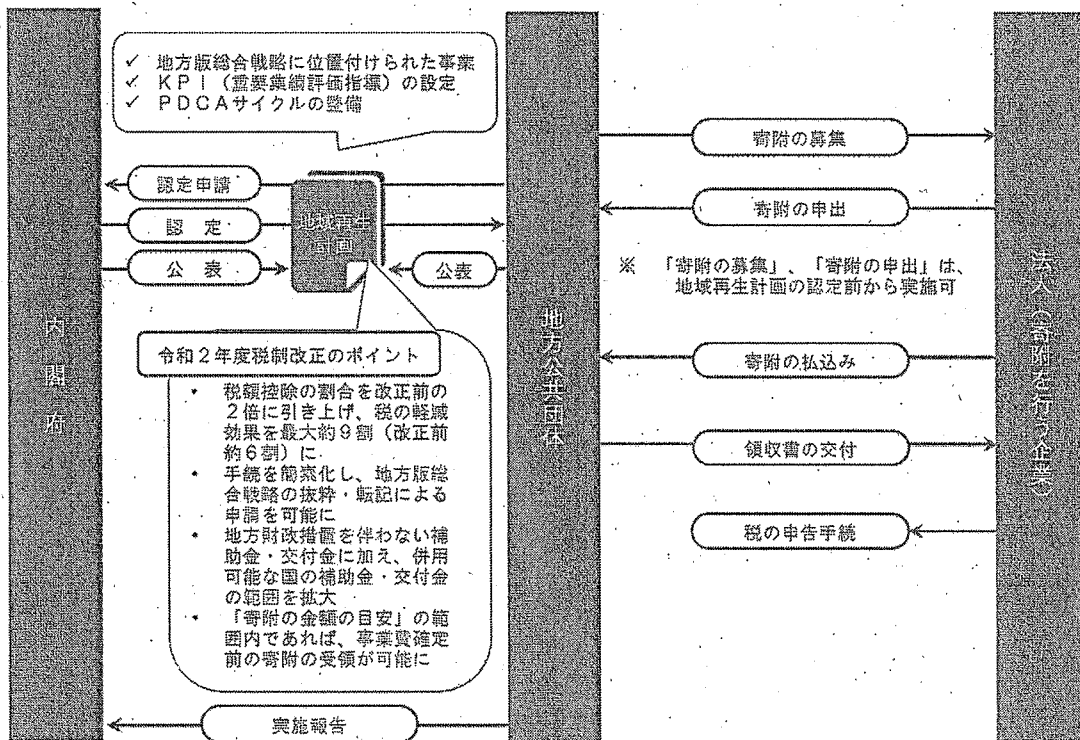
企業版ふるさと納税

地域再生法に基づき、内閣総理大臣が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減されます。

また、専門的知識を有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促す「人材派遣型」を創設（令和2年10月）し、地方創生の更なる充実・強化を図っています。



企業版ふるさと納税の活用フロー



●企業版ふるさと納税活用に当たっての留意事項

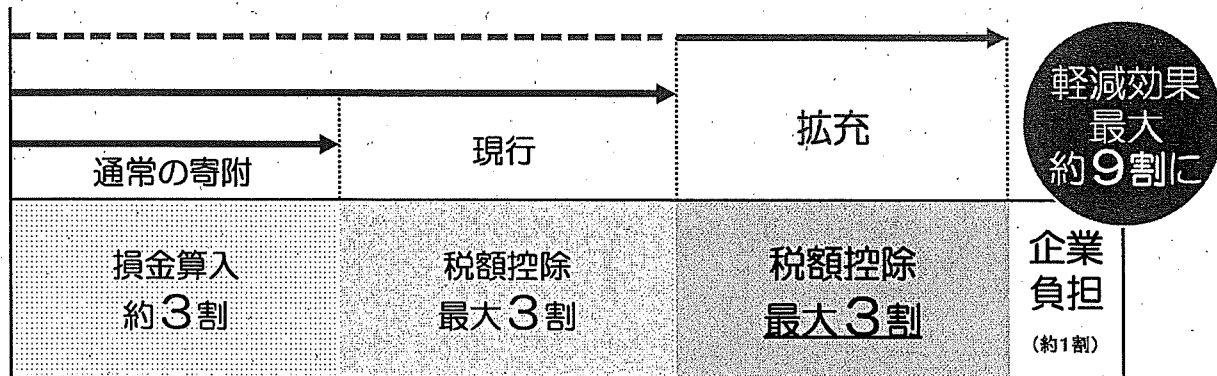
- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。 ×有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象とはなりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本税制の対象となりません。
ア 地方交付税の不交付団体である都道府県
イ 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域[※]とされている市区町村
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



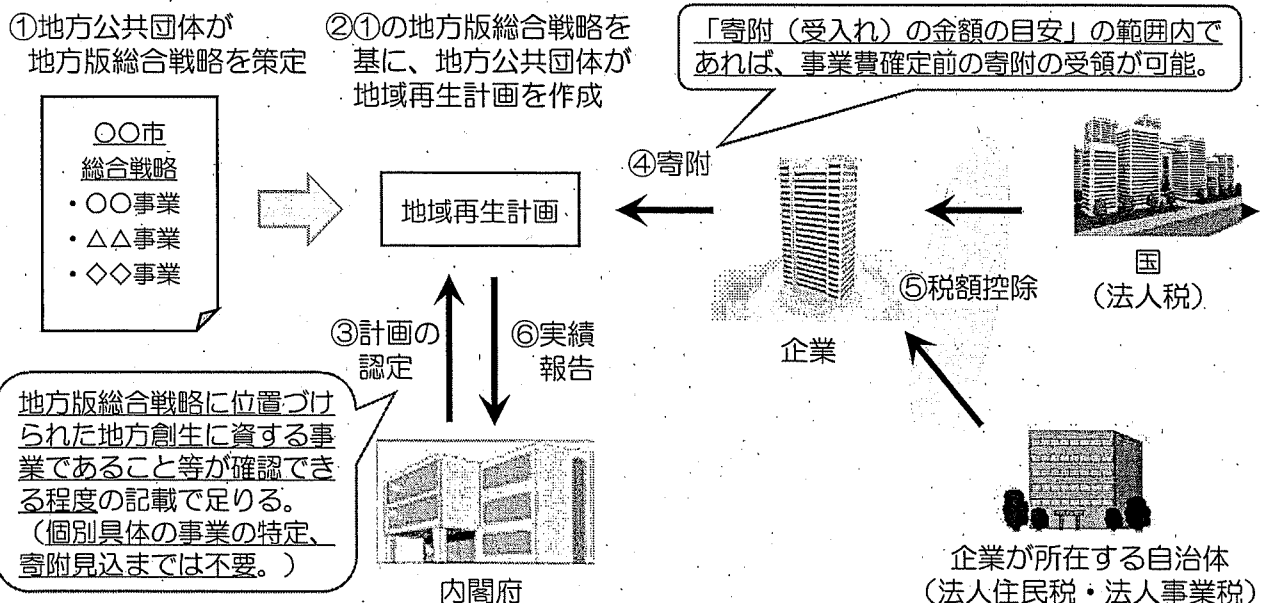
(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減
 ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

制度活用に あたっての 留意事項

(従来どおり)

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
 例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
 例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※
 ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

制度活用の流れ



令和2年度税制改正のポイント

適用期限の延長

税額控除の特例措置の適用期限が5年間（令和6年度まで）延長されます。

ポイント 継続的な寄附がしやすくなります！

税額控除割合の引上げ

税の軽減効果が、寄附額の最大約9割（現行最大約6割）となります。

ポイント 企業負担がさらに軽減されます！



例) 1,000万円寄附すると、
最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。
(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。
(法人事業税額の20%が上限)

※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用。

認定手続の簡素化

地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能になります（変更も基本的に不要）。

ポイント 地方公共団体の申請に係る負担が大幅に軽減されます！

併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

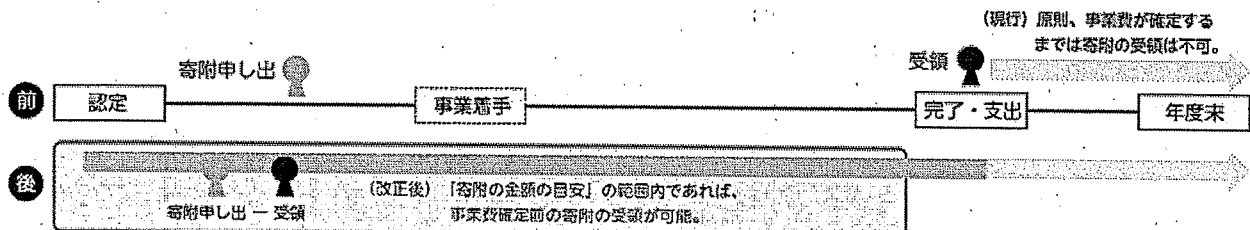
地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大します。

ポイント 寄附可能な事業が拡大し、企業の選択肢が広がります！

寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能になります。

ポイント 企業の寄附したいタイミングでの寄附が可能になります！



地域再生計画

1 地域再生計画の名称

稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県稲美町

3 地域再生計画の区域

兵庫県稲美町の全域

4 地域再生計画の目標

稲美町の人口は昭和40年(1965年)以来、右肩上がり続けてきたが、平成12年(2000年)の32,054人をピークに人口が減少傾向になっている。住民基本台帳によると令和4年1月1日時点では30,704人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、50年後(2060年)の稲美町の人口は22,579人になることが見込まれている。

年齢3区分別人口の推移は、昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)の老年人口(65歳以上)は2,520人から9,716人と増え、比率も9.1%から32.2%に増加している。年少人口(0~14歳)は、7,441人から3,820人に減少し(27.0%から12.7%)人口・比率ともに減少している。生産年齢人口(15歳~64歳)は17,648人から16,615人(63.9%から55.1%)と減少している。

自然動態は、平成16年(2004年)以前においては、死亡数・出生数ともにほぼ均衡していた。しかし、平成17年(2005年)以降、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。令和2年には出生数が170人、死亡数が334人となっており、▲164人の自然減となっている。

社会動態は、転入数は平成11年(1999年)まで増加傾向にあったが、平成17年(2005年)以降急激に減少した。平成22年(2010年)以降は、転入数が増加に転じ、社会増となっていたが、平成27年(2015年)以降は社会増減が均衡し、令和2年(2020年)には転入数890人、転出数928人で▲38人の社会減となっている。

合計特殊出生率は、昭和60年(1985年)の1.72から平成7年(1995年)の1.09まで減少していたが、徐々に改善し、平成27年(2015年)時点で1.36となったが、国(1.45)や県(1.48)と比較すると低い数値になっている。また、稲美町の婚姻率(2.79)は、全国(4.8)、兵庫県(4.7)と比較して低い数値となっている。

このまま、人口減少や高齢化が進行すると、地域経済や地域活動に影響を及ぼし、まちの活力の低下に伴い、地域産業の衰退や雇用の縮小、税収減による住民サービスの低下が懸念される。

これらの課題に対応するため、稲美町では、自然増対策として、若い世代の定住を促進するとともに、子どもを産み育てる環境を充実し、町内での出生率の向上を図る。また、社会増対策として、ファミリー世帯の転入を促進するとともに、UIJターンを増やし、人口減少を克服する。

稲美町では、このような考えのもと、子どもから高齢者まですべての住民が、地域コミュニティの中で安全安心に暮らすことができる住民協働によるまちづくりを進め、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の振興を図ることにより、にぎわいと活気ある稲美町を創生することをめざし、本計画期間中、次の事項を基本目標として掲げ、様々な施策に取り組む。

- ・基本目標1 安定して働ける稲美町をつくる
- ・基本目標2 稲美町へのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲美町をつくる

【数値目標】

| 5-2の①に掲げる事業 | KPI | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (2024年度) | 達成に寄与する 地方版総合戦略の基本目標 |
|-------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------------------|
| ア | 「雇用対策・勤労者福祉の向上」の満足度 | 9.4% | 13.1% | 基本目標1 |
| イ | 稲美町に愛着を感じる人の割合 | 62.6% | 67.5% | 基本目標2 |
| ウ | 「子育て支援の推進」の満足度 | 19.0% | 23.0% | 基本目標3 |
| エ | 稲美町が住みやすいと感じている人の割合 | 73.0% | 77.6% | 基本目標4 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア 安定して働ける稲美町をつくる事業

イ 稲美町へのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲美町をつくる事業

② 事業の内容

ア 安定して働ける稲美町をつくる事業

地域特性をいかした農業の支援に努めることによる持続可能な農業の振興、地域産業の活性化や企業立地の促進による地域に活力を生む商工業の振興、就業や就労への支援や雇用の促進を図ることによる多様な働き方の創出など、安定して働けるまちをつくる事業。

【具体的な取組】

- ・若者や女性の雇用、就業や再就業への支援
- ・新規就農者支援事業や集落営農育成事業
- ・6次産業化の推進や特産品の開発、稲美ブランドの普及・拡大
- ・ふるさと納税の拡充 等

イ 稲美町へのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる事業

居住環境の向上や社会増を図ることによる移住・定住の促進、地域への愛着を育む取り組みやふるさと意識を醸成することによる郷土愛を育成、稲美町を町内外にアピールすることによる町の魅力を発信など、稲美町へのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる事業。

【具体的な取組】

- ・親元近居住宅取得等支援補助事業
- ・田園集落まちづくり事業
- ・学校給食事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

総合的な少子化対策を推進することによる結婚・出産できる環境の整備、経済的な支援や地域全体で支える子育てを推進することによる子育て支援の充実、子どもたちの生きる力を育み、健やかに育つよう、魅力ある教育環境の充実など、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業。

【具体的な取組】

- ・結婚新生活支援補助事業
- ・妊婦健康診査助成事業
- ・こども医療費助成事業
- ・病児病後児保育の推進 等

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲美町をつくる事業

公共空間を整備することによる質の高い暮らしの充実、生活基盤を向上させることによる安全・安心で暮らしやすいまちの実現、地域全体の活性化を目的とした事業を展開することによる観光・交流を推進、地域連携・官民連携の取り組みを進めることによる、ともにつくるまちづくりを推進など、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な稲美町をつくる事業

【具体的な取組】

- ・いなみ大池まつり事業
- ・高齢者タクシー等助成事業
- ・公共交通（路線バス）の維持・確保
- ・広域道路網の整備 等

※なお、詳細は第2期稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

30,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価方法

毎年度2月に、外部有識者で構成する稲美町まち・ひと・しごと創生推進委員会において効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を検討する。検証後速やかに稲美町公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

検索

[トップ](#)

民間事業者との連携について

[2021年7月7日]

稲美町では、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的な発展に向けて、民間事業者との包括的な連携を締結しています。

稲美町・稲美町商工会と但陽信用金庫との包括連携に関する協定を締結しました

平成30(2018)年10月9日火曜日、稲美町と稲美町商工会、但陽信用金庫との3者で「地域創生に関する包括連携協定」を締結しました。

協定に基づき、地域産業の活性化、町政に係る情報発信、地域を担う人材の育成、文化・芸術やスポーツの振興、快適で暮らしやすい環境づくり、防災体制の整備および災害時における対応などさまざまな地域課題解決のため、自治体・商工団体・地域金融機関が包括連携することで、稲美町の地方創生の取り組みを推進してまいります。



(左)稲美町長 古谷 博 (中央)但陽信用金庫理事長 桑田純一郎 (右)稲美町商工会長 廣田政文

稲美町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定を締結しました

令和3(2021)年7月5日月曜日、「稲美町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、住民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりと、健康的な生活を実現することを目的に、稲美町と大塚製薬株式会社が相互に連携していきます。

具体的な連携協力事項については、以下のとおり。

- (1)健康維持・増進に関すること。
- (2)食育に関すること。
- (3)災害等非常時における協力・支援に関すること。
- (4)スポーツの振興に関すること。
- (5)その他、相互に連携・協力することが必要と認められる事項に関すること。



(左)稲美町長 古谷 博 (右)大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部大阪支店長 吉田卓史

お問い合わせ

稲美町 経営政策部企画課

電話：（政策・行革係）079-492-9130 （情報係）079-492-9130

ファックス：079-492-5162

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

アンケート

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った
- まあまあ役に立った
- どちらともいえない
- あまり役に立たなかった
- 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった
- まあまあ見つけやすかった
- どちらともいえない
- やや見つけにくかった
- 見つけにくかった

その他自由記述（各種お申し込みや制度についてのご質問等はここでは対応できません。）

ご質問等は、上記の「お問い合わせ」にご連絡をお願いします。

送信

経緯内ジャンル

経営政策部企画課

- ▶ [お知らせ](#)
- ▶ [町長のページ](#)
 - ▶ [町長提案説明要旨（施政方針）](#)
- ▶ [稲美町紹介](#)

